

平成30年7月20日

岩城中学校
保護者・生徒の皆様
関係の皆様

岩城中学校
校長 佐藤 義広

岩城中学校の運動部活動等に係る活動方針等について

文部科学省スポーツ庁及び秋田県教育委員会より、スポーツ医・科学の視点からジュニア期における休養日及び活動時間について基準が示されました。これらを踏まえ、由利本荘市教育委員会から、中学校における運動部活動等の休養日及び活動時間についての基準が定められました。

本荘由利校長会及び本荘由利中学校体育連盟では、各中学校が定める部活動の活動方針について、統一したものとなるように、保護者・地域の皆様に「平成30年7月19日付け『中学校運動部活動等の休養日と活動時間について（お知らせ）』」により、確認事項を周知しました。

つきましては、これを受け、保護者・生徒及び関係者の皆さんに本年度の「運動部活動等に係る活動方針」と「活動計画等の作成」について公表いたします。

言 己

岩城中学校の部活動（運動・文化部）方針 及び活動計画等の作成

1 部活動の意義について

中学校学習指導要領「第1章総則」で規定していること

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 休養日の取り方等について

◇ 週あたり2日以上休養日を設ける

- (1) 休養日は、「平日の1日」と原則として「日曜日」とする。
 - 平日の1日は、基本的に学校として設定する。
 - ・部によって特別な事情がある場合は考慮して設定する。
 - 大会等への参加などにより土曜日・日曜日の2日間を活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。
 - ・第1・第3日曜日は、活動休止日とする。
- (2) 長期休業中の扱いも学期中に準ずる。
- (3) 夏季休業中の学校閉庁日（8／13～15）の3日間は活動休止日とする。
- (4) 定期試験の前の一定期間を活動休止日とする。
- (5) 文化的活動を主とする部活動においても同様とする。

3 活動時間について

◇ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする

- (1) 平日の部活動

	前 期	後 期
活動終了時刻	18:30	18:00
下校完了時刻	18:40	18:10

※ 基本的に「活動終了時刻」は、「終業時刻から2時間半後」として設定する。

- ・5校時の日程、特別日課等は上記に準じて設定する。
- ・部活動強調期間においても、終了時刻は厳守する。

- (2) 長期休業日の部活動

午 前	9:00 ~ 11:30
午 後	13:00 ~ 15:30

※ 昼食は、自宅でもとれるよう配慮する。

4 活動計画等の作成について

- 後日、県教委保健体育課から発行される「運動部活動運営・指導の手引」に従って、活動計画及び実績の報告等の様式が市教委から提示される予定です。それまでは、これまで作成してきた様式で対応します。